

公示番号： 180607

国名：ペルー

担当部署：産業開発・公共政策部 資源・エネルギーグループ第二チーム

案件名：地熱資源評価能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年2月中旬から2019年3月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.47M/M、合計 0.97M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月23日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月31日（木）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点
- （計100点）

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ペルー／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ペルーでは近年の堅調な経済成長により、2016年までの10年間で電力需要が年平均6.2%、全体で50.2%増加した（2016年）。2014年から2017年にかけて世界的な資源価格の下落等の影響を受け経済成長は減速したが、2018年から回復をはじめ、2019年から2020年にかけて4%台に回復する見込み（IMF、2018年）。堅調な経済成長と併せて電力需要増も見込まれており、2030年には発電能力を14,730MW（2016年時点）から3倍増する必要がある。なお、全国の電化率は91%（都市部98%、地方部73%、2013年）である。

ペルーの2015年時点の設備容量の構成は水力（50.4%）、ガス火力（46.4%）、その他再生可能エネルギー（2.1%）、その他火力（石炭、石油：1.1%）であった。2010年の大統領令「国家電力政策2010-2040」で、再生可能エネルギーとエネルギー効率に重点を置いた電源構成を多様化することを政策目標に掲げている。2012年にエネルギー鉱山省（以下、MEMという。）が米州開発銀行の支援を受けて作成した新持続可能エネルギーマトリックスでは、2040年までに1,500MWの地熱開発を行うことが計画されている。

しかしながら、地熱開発は初期段階で多額の投資が必要であるため、公的資金による支援もしくは固定価格買い取り制度（FIT）等により民間企業の参入を促す必要があるが、同国政府による民間投資を促進する施策の実行等が不十分なため地熱開発が進んでいない。同国政府は1992年に民間主導による発電事業を推進することを目的として「電気事業法」を制定した。地熱発電については、2016年時点で18地点が民間企業に探査権が与えられているものの、未だに地熱開発事業は実現していない。

そこで、同国政府は民間企業による投資環境整備の一環として、これまで鉱工業における資源探査を担ってきた鉱業冶金地質研究所（Instituto Geofísico Minero y Metalúrgico。以下、「INGEMMET」という。）を拡充し、地熱資源探査を支援することにより、民間主導の地熱資源開発を促進させることとした。

このような状況下、JICAは「地熱発電開発マスタープラン調査（2009年～2012年）」を実施し、地熱資源量を2,860MWと推定した。また、「地熱開発における民間投資促進支援に係る情報収集・確認調査（2016年）」を実施し、ペルー政府に対し地熱開発事業における開発計画や民間投資による地熱開発を促進するための制度設計の基盤となる情報やJICAが協力可能な地熱開発促進支援スキームについて提言を行った。

本提言を受け、INGEMMETは同研究所内に地熱研究所を設立し、地熱資源研究・開発の組織強化を進めているものの、現地技術者の能力が十分ではないため計画が遅れている現状がある。

ペルー政府から2016年に要請を受け実施する本技術協力は、INGEMMET 技術者に対する日本からの技術移転を通じ、組織の地熱資源研究・開発能力を向上させ、ペルー共和国における地熱開発強化に寄与するものである。本詳細計画策定調査においては、同国政府から協力要請の背景、内容を確認し、先方関係機関との協議を経て、本プロジェクトの目標、活動内容、実施体制等について、カウンターパート機関であるINGEMMETをはじめとするペルー側関係者と確認・協議した上で、合意文書に署名することを目的として実施する。また、本プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報を収集、分析することを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2019年2月下旬～3月上旬）

- ①要請背景・内容を把握する（要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
- ②評価5項目の観点から、現地調査で収集・確認すべき情報を整理する。
- ③PDM（案）（英文・和文）、PO（案）（英文・和文）等の作成、取りまとめに協力する。
- ④ペルー政府関係機関（MEM、INGEMMET）、他ドナー等に対する質問票（案）（英文・和文）を作成する。
- ⑤JICAによる類似プロジェクトに関する資料・情報収集、分析を行う。
- ⑥対処方針会議等に参加する。

（2）現地業務期間（2019年3月上旬～3月中旬）

- ①JICA ペルー事務所等との打合せに参加する。
- ②事前評価の方法について、ペルー側に説明を行う。
- ③ペルー関係機関との協議及び現地調査に参加し、当該プロジェクトの事前評価を行うために必要な情報・資料の収集、整理、分析を行う。
- ④必要に応じてPCM ワークショップを開催し、プロジェクト計画立案に関する参加者、問題点及び目的の整理・分析を支援する。
- ⑤他団員と協力し、各ヒアリングの議事録作成及び担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
 - ・ 相手国の地熱資源開発、地熱発電に関する法令・制度のレビュー
 - ・ 相手国実施機関（INGEMMET）の本プロジェクトに係る予算措置、人員体制
 - ・ 相手国実施機関及び関係機関・省庁の連携状況の確認
 - ・ 他ドナーの地熱資源開発、地熱発電に関する支援の状況
- ⑥ペルー関係機関との協議を行い、PDM（案）、PO（案）の修正、取りまとめに協力する。
- ⑦ペルー側関係者との協議で合意された内容を踏まえ、R/D（案）及びM/M（案）の取りまとめに協力する。

- ⑧評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点から、プロジェクトを分析する。
- ⑨担当分野に関わる現地調査結果を JICA ペルー事務所、在ペルー日本国大使館に報告する。

（3）帰国後整理期間（2019年3月中旬～3月下旬）

- ①収集資料の整理・分析リスト作成、質問票回答の整理・分析リストを作成する。
- ②評価5項目の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成に協力する。
- ③帰国報告会、国内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ④他の団員の報告書（案）をふまえて、詳細計画策定調査報告書（案）（和文）の全体とりまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

（1）業務完了報告書

事業事前評価表（和文）、担当分野に関わる詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を参考資料として添付し、電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおり。

（1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まず（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒アトランタ/ダラス/トロント/ヒューストン/ロサンゼルス⇒リマ⇒アトランタ/ダラス/トロント/ヒューストン/ロサンゼルス⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

（1）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2019年3月1日～2019年3月14日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA）

イ) 協力企画（JICA）

ウ) 地熱地質/地熱資源（官団員）

エ) 評価分析（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAペルー事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ) 通訳傭上

あり（英語⇄スペイン語）

オ) 現地日程のアレンジ

JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica. go. jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

②その他本業務に関する以下の資料を、JICA 産業開発・公共政策部資源・エネルギーグループ第二チーム (Email: ilgne@jica. go. jp/TEL:03-5226-8089) にて配布します。

- ・要請書

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAペルー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊

密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上